ホンジュラス 農業近代化法の10年と 農民集団

木下雅夫

はじめに

ホンジュラスの「農業部門の近代化と開発のた めの法律」(Ley para la Modernización y el Desarrollo del Sector Agrícola:以下「農業近代化法」と記す) は、米国開発庁と世界銀行の提言に沿って1992年 に制定・施行された。その目的は、経済危機を背 景に89年より本格的に開始された経済構造調整 政策を農業分野でも進めることである。したがっ て、マクロ経済の安定を重視し市場主義によって 農業問題を解決することを基本方針としている。 「農業近代化法」は、第1条で「農業近代化と農業 部門に最善の恒常的活動を促すために必要な体制 を確立し, 生産の増大, 農産物の国内での商品化 と輸出、農業関連産業の開発、そして再生可能な 天然資源の合理的で永続的な活用と選択的利用を 図る」ことを謳って、市場競争力の強化が農業部 門の第一義的課題であることを明言している。

市場競争力を高めるためには農業生産の効率的 な増大が必要であり、それには土地所有権の確定 が必要となる。なぜなら市場経済の下では、土地

所有権が未確定のまま、土地生産性の向上に必要 な投資を期待することはできないからである。

ホンジュラスで農地として利用されている土地 は、その所有形態によって国有地、エヒード(1)、 私有地に三分類される。しかし、これらの土地の 所有者とその土地を現実に占有している者とは必 ずしも一致しておらず、所有権とさまざまな用益 権との関係も、従来曖昧に処理されてきた。また 1962年から実施された農地改革によって、部分的 ながらも無産農民に土地が再配分されたが、その 多くは耕作権が授与されたにすぎず、所有権は確 定されてこなかった。このため、土地所有権の確 定には、土地所有権と用益権との関係を整理する だけでなく、農地改革そのものを清算することが 必要となった。

おもに個人が占有して耕作を続けてきた5~50 ヘクタールの国有地・エヒードについては、米国 開発庁の援助を受けて実施された「土地登記計画」 (Programa de Titulación de Tierra) が、1982年以来 個人農への登記を進めてきた。それ以外の土地に 関しても、92年の「農業近代化法」の制定によっ て私有化と市場経済化の法的根拠が与えられた。

というのは、この法律は、「農地改革法」の定める土 地所有面積制限を実質的に廃止し、同法が禁止し ていた農地改革の授与地の売買・賃貸借制限を撤 廃して、農地改革を法的に終焉させたからである。 ホンジュラスの農業問題に関して多くの研究実 績を持つソープ (Andy Thorpe) は、土地登記の進 行によって土地取引市場が成立した場合には.(1) 隣地の購入によって耕地拡大を図る小自営農民. (2)自営農となるために土地購入を希望する無産農 民あるいは借地農民、(3)世代交代に際して家族農 業単位の中で土地購入を図る農家の一員。(4)共同 耕作、個人ならびに家族単位耕作のために農場ま たは大土地の購入を図る協同組合あるいは集団. (5)投機や生産を目的に所有地の拡大を図る大中規 模生産者とアグロインダストリーおよび多国籍企 業、⑥農村には基盤を持たないが、投機目的で農 地の購入を図る不在投資家、の六つの「買い手」 が現れると想定した(2)。農地改革で授与され、こ れまで売買が禁止されてきた土地の登記が終了し、 私有化された時に、農地改革の授与地の「買い手」 となるのは誰か?

筆者は、かつて「農業近代化法」が農地改革法に基づく土地の再配分の過程で無産農民によって組織された農民集団(Grupos Campesinos)にどのような影響を与えるかを考察した $^{(3)}$ 。その概要は、次の $^{(1)}$ ~ $^{(6)}$ のとおりである。

- (1) ホンジュラスの農地改革は、輸出農業の拡大による土地問題の発生と農民運動の高揚を背景に、1962年の「農地改革法」(Ley de Reforma Agraria) の制定と農地庁 (Instituto Na cional Agrario) の設立によって開始された。
- (2) 農民への土地分配は、①政府が国有地に設けた入植地への無産農民の入植、②国公有地で耕作を続けてきた農民への土地占有権の承認、③無産農民により組織された農民集団へ

- の土地授与、に大別される。特に③は、1972年に成立した「軍事改革」(Reformismo Militar)政権による政令8号を契機に農民集団による土地占拠が頻発し、農民集団と土地所有者との間を農地庁が仲介する形で私有地の接収と再分配を進めるものであった。
- (3) 農地改革の結果、自家農場の比率は農地改革前に比べて増加しており、農地改革は、無産農民の小自作農化という点で一定の成果を収めた。しかし、増加した自家農場は5へクタール未満の小農場であり、土地所有におけるラティフンディオーミニフンディオ構造を前提とする輸出農業部門と伝統農業部門との二重構造は解消されていない。むしろ生産性においては、労働生産性のみならず、土地への資本投下の差から土地生産性についても大農場が小農場を優越するようになっている。
- (4) 「農業近代化法」の制定を契機に、これまで 農民集団が耕作権を無償で授与されていた土 地についても、集団の法人格取得を前提に、 有償での登記が進められている。
- (5) 筆者は1995年にホンジュラス西部のコパン (Copán) 県 (departamento) ヌエバアルカディア (Nueva Arcadia) 市 (municipio) で三つの農民集団を調査した。このうち2集団は法人格を取得していたが、いずれも土地登記は終了していなかった。農地改革の初期に農民集団の協同組合化政策が取られたこともあって、3集団とも土地を授与された当初は共同経営に努めていたが、95年当時には、3集団とも定例会議を開催し、土地登記にそなえて基金の設定などを進めていたものの、生産・出荷は個人単位で行なっており、集団としての共同性は限られたものとなっていた。
- (6) 「農業近代化法」によって、農業の市場経済

化と土地の私有地化が進めば、いったんは農民集団に登記された農地改革授与地も個人の登記地へと変わり、やがて集団内の特定個人あるいは集団外の特定者への土地集中が進む。これによって、ラティフンディオーミニフンディオ構造も市場原理に基づく自然淘汰の方向に沿って変化していくと予測される。

筆者は2000年3月に、ヌエバアルカディアの農 民集団について再調査を行なった。本稿では1995 年から2000年に至る農民集団の変化を報告し、土 地問題を中心に前稿の予測に対する現時点での回 答を示しながら、新たな問題提起を試みる。

Ⅰ 農業の現状と土地市場

ホンジュラスにとって農業は、2000年の国内総生産の4分の1、輸出額の半分を占める重要な分野である (4)。この国の農業は、輸出部門と伝統的部門から成る。輸出農業部門は、バナナ、コーヒーという伝統的な輸出産品の生産とエビ、メロンなどの非伝統的輸出品の生産から成り、大規模農場が生産において中心的な役割を果たしている。これに対して伝統的農業部門は、家族労働に依存する小農をおもな担い手としてトウモロコシ、インゲン豆などの基礎穀物を生産している。

輸出農業部門が、第二次世界大戦後にアメリカ合衆国とその他の先進国での一次産品需要の増大に対応して生産を拡大したのに対して、伝統的農業部門は基礎穀物の国内需要を満たすことができなかった。人口は1950~88年の間に3.1倍増加したが (5)、基礎穀物であるトウモロコシとインゲン豆の生産量は、52~93年の間にそれぞれ2.6倍と2.0倍増加したにすぎなかった (6)。食糧生産の増加は、人口増加に追いつかなかったのである。これには、ホンジュラス政府が、増大する都市人口に

安価な食糧を提供するために基礎穀物を含む基礎 生産品に上限価格を設けたこと、非伝統的輸出農 産物の拡大が図られた70年代から80年代には政 府融資が輸出農業に集中したことなど、食糧生産 の増加を妨げる政策的要因も作用していた。基礎 穀物生産を担う伝統的農業部門は、輸出農業部門 および他の産業部門を発展させるための踏み台に されたといってよい。そして基礎穀物の不足をま かなうために穀物輸入が拡大した (5)。

農業が輸出に大きな比重を占める国でありなが ら食糧の多くを輸入に頼る現状は、「農業近代化 法」の施行によって農業の市場経済化が進められ た後も変わっていない。

ホンジュラス農牧業省は、1998~2002年の政策 方針書 (8) で、農業生産の発展は、低い技術水準 や割高な生産費などの生産効率の問題によって妨 げられており、「農業と農村の持続的かつ均等性あ る発展の枠組み」の中で「グローバリゼーション の過程から最大限に利益を獲得する農業の競争 力」を獲得するためには、 労働生産性を向上させ ること、商品作物を多様化してアグロインダスト リーによる付加価値を増加させること、生産基盤 を改善して投資を増大させること、世界市場に大 規模に参入すること、生産者の経済的持続性と再 生可能な天然資源の生態的持続性を達成すること. そして山間部農村民の食料・収入を改善すること が必要だと指摘している。同省は、特に土地問題 を農業生産の向上を妨げる諸要因の根幹に位置づ けている。土地所有権の確定は、行政組織の不備 と農民の資金不足によって. 国有地・エヒードお よび農地改革の授与地で遅れている。このため土 地取引市場が成立しておらず、これが開発可能な 土地の枯渇および融資の不足と相まって土地の有 効活用を妨げているのだと指摘している。そして 土地の所有権確定と有効活用を図るため、土地の

細分化や投機的転売の防止という観点から、従来 は農民集団への登記を進めてきた農地改革の授与 地についても原則を見直し、むしろ個人への登記 を促すべきであると主張している。

ホンジュラスの土地取引市場は未発達であるが、経済構造調整政策開始以降の農産物価格の上昇によって土地需要が喚起され借地代が上昇しており、土地の取引価格も同様に上昇したとされている⁽⁹⁾。 1992年までに土地登記計画が実施されたのは、国内18県中のうち8県にしかすぎないが、その中の1県でホンジュラス西部に位置するサンタバルバラ(Santa Barbara)県では、登記された時点でその土地の価格は上昇しており、登記後6年で登記地の16.6%が当初の登記者とは別の人間に売却されたという⁽¹⁰⁾。

Ⅱ 農民集団の現状

ーホンジュラス西部ヌエバアルカディアの事例ー

1. ヌエバアルカディアの農民集団

筆者は、前稿の概要を述べた1995年の調査に続き、2000年にヌエバアルカディア町で農民集団の調査を行なった。ヌエバアルカディア町は、チャメレコン(Chamelecón)川によって形成された平均標高500メートル弱の谷底平野であるラベンタ(La Venta)谷とそれを挟む山地の一部を行政範囲としている。ホンジュラス第二の都市であるサンペドロスーラ(San Pedro Sula)からチャメレコン川と並行して国道が走り、同町のラエントラーダ(La Entrada)地区で分岐して、グアテマラとエルサルバドルとに延びている。ラエントラーダを経由する物流量は、93年の新統合条約以降に中米地域の経済統合が再活性化したことで増加しており、この地域の商店・宿泊施設数も急増していた。ヌエバアルカディアには、1995年の時点で農地

庁から耕作権を授与されている農民集団が40集 団存在していた(表1)(11)。表1に示した耕作権 の授与年月日から分かるように、72年の政令8号 以前に耕作権を取得していたのは No.1~3の3 集団にしかすぎず、残りの9割以上を占める37集 団は、それ以後に耕作権を獲得している。再配分 された土地の9割以上は私有地であったもので. その多くは牧草地やタバコ畑として使用されてい た。農民集団は、地主との必要以上の対立を避け るために、それらの土地が牧草地の場合には牛の 放牧移動の間隙に、タバコ畑では端境期を狙って 土地占拠を行なった。というのは、土地を占拠し た農民集団が土地再配分の申請を農地庁に提出し てから、地主が結果的に農地庁による占拠地の接 収に同意するまでの間,何度か土地占拠と土地か らの追い立てが繰り返される。したがって、通常 数年を要する耕作権授与までの期間を不必要に長 期化させないためには、可能な限り地主との対立 要因を減らすことが必要だからである。

ヌエバアルカディアの農民集団を表1の1995年と2000年とで比較しよう。95年には全体の3割にあたる12集団が法人格を有しておらず、授与地の登記を終了させていた集団は2割未満の7集団にしかすぎなかった。しかし、2000年には所在不明のNo.25を除くすべての集団が法人格を取得しており、95年に土地登記を済ませていた7集団に加えて14集団が登記を終えていた。登記を終えた21集団の中で6集団は土地を個人の所有地に変更していた。特に95年にすでに土地登記を終えていた7集団では、半数を超える4集団がすでに集団としての活動を停止させていたのである。

筆者が調査対象とした農民集団は、表1のNo.11(集団名:ファンベニートモントーヤ、以下「JB」と略称する)、No.23(集団名:エルセンブラドール、以下「ES」と略称する)、No.30(集団名イバンベタ

表1 ヌエバアルカディアの農民集団			
	+ 1	ファバフェムブ フの曲口作口	
		マーハドルカティドの高圧集団	1

大きの	教 										
上地所有		お某並の に 1			1995年	8月時点		2000年3月時点			
1 N 5 5 5 5 5 5 5 5 5			授与年月日	4-1-H	構成	占有面	加盟	34-14b	構成	占有面	加 盟
2 私 有地 1971.05.08 EA 10 *33 indep. 個人化一一部売却 図して ※ 3 私 有地 1972.12.13 EA 13 49 ANACH EA 7 ②17 UNC 5 私 有地 1976.05.01 EA 23 56 ANACH EA … @90 ANACH 6 私 有地 1977.05.26 EA 22 35 ALCON EA 14 *37 … 8 私 有地 1977.05.26 EA 49 12 ALCON EA 7 *16 ALCON 9 私 有地 1979.07.05 EA 40 153 ANACH EA 7 *16 ALCON 10 私 有地 1979.10.26 EA 24 79 ACAN EA 24 @79 ACAN 11 私 有地 1979.10.26 EA 24 79 ACAN EA 24 @79 ACAN 12		工地所有 		公人恰	員 数	積(ha)	組織	古人恰	員 数	積(ha)	組織
3	1	私有地	1967.11.09	EA	62	118	ANACH	EA	56	@164	ANACH
4 私 有地 1975.10.05 EA 13 49 ANACH EA 16 @71 indep. 5 私 有地 1976.05.01 EA 23 56 ANACH EA … @90 ANACH 6 私 有地 1977.05.23 EA 22 35 ALCON EA 14 *37 … 7 私 有地 1977.05.26 EA 9 12 ALCON EA 7 *16 ALCON 10 私 有地 1979.07.06 EA 40 153 ANACH EA 11 私 有地 1979.07.06 EA 40 153 ANACH EA 10 私 有地 1979.07.06 EA 40 153 ANACH EA 11 私 有地 1979.07.06 EA 40 153 ANACH EA 11 私 有地 1979.07.06 EA 28 49 ANACH EA 12 私 有地 1979.10.08 as 17 39 ANACH EA 13 私 有地 1981.02.20 EA 18 21 UNC EA 16 *31 UNC 14 私 有地 1981.02.20 EA 9 14 UNC EA 16 *31 UNC 15 私 有地 1981.02.13 EA 11 15 UNC EA 10 *29 UNC 16 私 有地 1981.05.17 EA 16 *28 ALCON EA 11 *28 indep. 17 私 有地 1981.05.27 EA 17 *14 ALCON 個人化 18 私 有地 1981.05.27 EA 14 *16 ALCON 個人化 20 私 有地 1981.05.27 EA 14 *16 ALCON 個人化 21 私 有地 1981.05.27 EA 14 *16 ALCON 個人化 22 私 有地 1981.05.27 EA 14 *16 ALCON 個人化 23 私 有地 1981.05.27 EA 16 *16 UNC EA 13 *16 indep. 24 エヒード 1981.05.27 EA 16 *16 UNC EA 13 *16 indep. 25 エヒード 1982.06.30 as 15 10 ANACH EA 12 *22 ANACH EA 13 *16 ANACH EA 14 *1981.05.27 EA 36 I22 ALCON EA 13 *26 ANACH EA 14 *1981.05.27 EA 16 *16 UNC EA 13 *26 ANACH EA 14 *1981.05.27 EA 16 *16 UNC EA 13 *26 ANACH EA 14 *1981.05.27 EA 16 *16 UNC EA 13 *26 ANACH EA 14 *1981.05.27 EA 16 *16 UNC EA 13 *26 ANACH EA 14 *1981.05.27 EA 16 *16 UNC EA 13 *26 ANACH EA 14 *1981.05.27 EA 36 I22 ALCON EA 12 *22 ANACH EA 14 *1981.05.27 EA 36 I22 ALCON EA 32 &2 *23 ALCON EA 32 &2 *23 ALCON EA *3 *4 *1981.05.27 EA 36 I22 ALCON EA 32 &2 *23 ALCON EA *3 *4 *1981.05.27 EA 36 I22 ALCON EA 32 &2 *23 ALCON EA *4 *10 *29 ANACH EA 12 *26 ANACH EA 12 *26 ANACH EA *10 *29 ANACH EA *10 *20 ANACH EA *10 ANACH E		私有地	1971.05.08	EA	10	*33	indep.	個人化→−	一部売却		
5 私有地	3	私有地	1972.12.13	EA	13	53	UNC	EA	7	@17	UNC
6 私 有地	4	私有地	1975.10.05	EA	13	49	ANACH	EA	16	@71	indep.
R 有地 1977.05.23 EA 22 35 ALCON EA 14 *37 R 私有地 1977.05.26 EA 9 12 ALCON EA 7 *16 ALCON	5	私有地	1976.05.01	EA	23	56	ANACH	EA		@90	ANACH
R	6	私有地	1977.05.06	as	10	91	FECORA	EA			
9 私有地 1978.07.05 EA 40 153 ANACH EA … … … … … … … 10 和有地 1979.04.10 EA 28 49 ANACH 登記→個人→一部売却 ACAN EA 24 @79 ACAN EA 24 EA EA EA EA EA EA EA E	7	私有地	1977.05.23	EA	22	35	ALCON	EA	14	*37	
10 私有地	8	私有地	1977.05.26	EA	9	12	ALCON	EA	7	*16	ALCON
11 私有地	9	私有地	1978.07.05	EA	40	153	ANACH	EA			
12 私有地	10	私有地	1979.04.10	EA	28	49	ANACH	登記→個	人→一部売	却	
13	11	私有地	1979.10.26	EA	24	79	ACAN	EA	24	@79	ACAN
13	12	私有地	1979.11.08	as	17	39	ANACH	EA			
14	13	私有地		EA	18	21	UNC	EA	16	*31	UNC
16	14		1981.02.20	EA	9	14	UNC	EA	9	*22	UNC
17	15	私有地	1981.02.13	EA	11	15	UNC	EA	10	*29	UNC
17	16	私有地	1981.05.18	EA	16	*28	ALCON	EA	11	*28	indep.
18 秋 有地			1981.05.27	EA		*14	ALCON	個人化			
19 私 有地 1981.05.27 EA 14 *16 ALCON 個人化 20 私 有地 1981.05.27 EA 36 122 ALCON EA 32 @123 ALCON 22 私 有地 1981.06.05 as 23 94 ANACH EA 16 @94 ANACH 23 私 有地 1981.07.27 EA 26 *24 indep. 個人化 工上一ド 1981.12.20 EA 42 78 ANACH EA 38 *95 ANACH 25 工上一ド 1982.06.30 as 15 10 ANACH EA 12 *22 ANACH 27 私 有地 1985.04.13 EA 59 350 indep. 登記→個人化 28 工上一ド 1985.04.13 EA 59 350 indep. 登記→個人化 29 私 有地 1985.08.18 as 6 26 UNC EA 6 @17 UNC 31 私 有地 1986.05.10 as 13 10 UNC EA 10 @14 32 私 有地 1986.05.14 EA 12 84 UNC EA 11 *47 UNC 33 私 有地 1986.09.25 as 10 *16 FECORA EA 7 *16 FECORA 34 T上一ド 1987.08.17 EA 12 14 UNC EA 9 *14 UNC 35 私 有地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON ANACH EA 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 27 ANACH EA 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 28 ANACH 29 私 有地 1986.05.14 EA 12 14 UNC EA 9 *11 *47 UNC 35 私 有 地 1986.09.25 as 10 *16 FECORA EA 7 *8 ALCON 36 私 有 地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 36 私 有 地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 36 私 有 地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 37 ANACH EA 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 AN 有 地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 AN 有 地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 AN 有 地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 AN 有 地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 AN AT 地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 AN AT 地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 AN AT 地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 AN AT 地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 AN AT 地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 AN AT 地 … as … indep. EA 19 120 ANACH 39 AN AT 地 … as … indep. EA 19 120 ANACH 39 AN AT 地 … as indep. EA 19 120 ANACH 39 ANACH 39 AN AT H … as … indep. EA 19 120 ANACH 39 ANACH 39 AN AT H … indep. EA 19 120 ANACH 39 ANACH 39 ANACH 30 … ANACH EA … ANACH EA 17 ANACH 39 ANACH 30 … indep. EA 19 120 ANACH 39 ANACH 30 … indep. EA 19 120 ANACH 39 ANACH 30 … indep. EA 19 120 ANACH 39 ANACH 30 … indep. EA 11 4 ANACH EA 11 4 ANACH 30 … indep. E	18				8	5			6	*5	ALCON
20 私有地 1981.05.27 EA 16 *16 UNC EA 13 *16 indep. 21 私有地 1981.05.27 EA 36 122 ALCON EA 32 @123 ALCON 22 私有地 1981.06.05 as 23 94 ANACH EA 16 @94 ANACH 23 私有地 1981.07.27 EA 26 *24 indep. 個人化 24 工ヒード 1981.12.20 EA 42 78 ANACH EA 38 *95 ANACH 25 工ヒード 1982.06.30 as 15 10 ANACH THE EA 12 *22 ANACH 26 私有地 1985.04.13 EA 59 350 indep. 登記→個人化 27 私有地 1985.07.08 EA 12 5 ANACH EA 12 *22 ANACH 29 私有地 1985.08.08 as 18 18 ANACH EA 12 36 ANACH 29 私有地 1985.08.18 as 6 26 UNC EA 6 @17 UNC 31 私有地 1986.05.10 as 13 10 UNC EA 6 @17 UNC 31 私有地 1986.05.14 EA 12 84 UNC EA 11 *47 UNC 33 私有地 1986.05.14 EA 12 84 UNC EA 11 *47 UNC 34 工ヒード 1987.08.17 EA 12 14 UNC 35 私有地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *16 FECORA 34 工ヒード 1987.08.17 EA 12 14 UNC 35 私有地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 36 私有地 1981.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地 1981.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 38 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 39 私有地 … as … indep. EA 19 120 ANACH 39 私有地 … as … indep. EA 19 120 ANACH 39 私有地 … as … indep. EA 19 120 ANACH	19	私有地	1981.05.27	EA	14	*16	ALCON	個人化			
21 私有地 1981.05.27 EA 36 122 ALCON EA 32 @123 ALCON 22 私有地 1981.06.05 as 23 94 ANACH EA 16 @94 ANACH 23 私有地 1981.07.27 EA 26 *24 indep. 個人化 24 エヒード 1981.12.20 EA 42 78 ANACH EA 38 *95 ANACH 25 エヒード, 1982.06.30 as 15 10 ANACH 下明 26 私有地 1984.08.02 as 11 23 ANACH EA 12 *22 ANACH 27 私有地 1985.04.13 EA 59 350 indep. 登記→個人化 28 エヒード 1985.07.08 EA 12 5 ANACH EA 12 36 ANACH 29 私有地 1985.08.08 as 18 18 ANACH EA 12 36 ANACH 29 私有地 1985.08.18 as 6 26 UNC EA 6 @17 UNC 31 私有地 1986.05.10 as 13 10 UNC EA 10 @14 32 私有地 1986.05.14 EA 12 84 UNC EA 11 *47 UNC 33 私有地 1986.09.25 as 10 *16 FECORA EA 7 *16 FECORA 34 エヒード 1987.08.17 EA 12 14 UNC EA 9 *14 UNC 35 私有地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 36 私有地 1998.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 36 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 … as indep. EA 19 120 ANACH 39 私有地 … as indep. EA 19 120 ANACH 39 私有地 … as ANACH EA 13 @17 ANACH	20		1981.05.27	EA	16	*16	UNC	EA	13	*16	indep.
22 秋有地	21			EA		122	ALCON	EA	32	@123	ALCON
23 私有地	22	私有地		as	23	94	ANACH	EA	16	@94	ANACH
25 工ヒード、私有地 1982.06.30 as 15 10 ANACH 不明 □	23		1981.07.27	EA	26	*24	indep.	個人化			
私有地	24	エヒード	1981.12.20	EA	42	78	ANACH	EA	38	*95	ANACH
26 私有地 1984.08.02 as 11 23 ANACH EA 12 *22 ANACH 27 私有地 1985.04.13 EA 59 350 indep. 登記→個人化 *22 ANACH 28 エヒード 1985.07.08 EA 12 5 ANACH EA 8 @12 ANACH 29 私有地 1985.08.08 as 18 18 ANACH EA 12 36 ANACH 30 私有地 1985.08.18 as 6 26 UNC EA 6 @17 UNC 31 私有地 1986.05.10 as 13 10 UNC EA 10 @14 32 私有地 1986.05.14 EA 12 84 UNC EA 11 *47 UNC 33 私有地 1986.09.25 as 10 *16 FECORA EA 7 *16 FECORA 34 エヒード 1987.08.17 EA 12 14 UNC EA 9 *14 UNC 35 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 36<	25	エヒード,		as	15	10	ANACH	不明			
27 私有地 1985.04.13 EA 59 350 indep. 登記→個人化 28 エヒード 1985.07.08 EA 12 5 ANACH EA 8 @12 ANACH 29 私有地 1985.08.08 as 18 18 ANACH EA 12 36 ANACH 30 私有地 1985.08.18 as 6 26 UNC EA 6 @17 UNC 31 私有地 1986.05.10 as 13 10 UNC EA 10 @14 32 私有地 1986.05.14 EA 12 84 UNC EA 11 *47 UNC 33 私有地 1986.09.25 as 10 *16 FECORA EA 7 *16 FECORA 34 エヒード 1987.08.17 EA 12 14 UNC EA 9 *14 UNC 35 私有地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 36 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地		私有地									
27 私有地 1985.04.13 EA 59 350 indep. 登記→個人化 28 エヒード 1985.07.08 EA 12 5 ANACH EA 8 @12 ANACH 29 私有地 1985.08.08 as 18 18 ANACH EA 12 36 ANACH 30 私有地 1985.08.18 as 6 26 UNC EA 6 @17 UNC 31 私有地 1986.05.10 as 13 10 UNC EA 10 @14 32 私有地 1986.05.14 EA 12 84 UNC EA 11 *47 UNC 33 私有地 1986.09.25 as 10 *16 FECORA EA 7 *16 FECORA 34 エヒード 1987.08.17 EA 12 14 UNC EA 9 *14 UNC 35 私有地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 36 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地	26	私有地	1984.08.02	as	11	23	ANACH	EA	12	*22	ANACH
28 エヒード 1985.07.08 EA 12 5 ANACH EA 8 @12 ANACH 29 私有地 1985.08.08 as 18 18 ANACH EA 12 36 ANACH 30 私有地 1985.08.18 as 6 26 UNC EA 6 @17 UNC 31 私有地 1986.05.10 as 13 10 UNC EA 10 @14 32 私有地 1986.05.14 EA 12 84 UNC EA 11 *47 UNC 33 私有地 1986.09.25 as 10 *16 FECORA EA 7 *16 FECORA 34 エヒード 1987.08.17 EA 12 14 UNC EA 9 *14 UNC 35 私有地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 36 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地 as UNC EA 8 @14 UNC 38 私 有地 </td <td>27</td> <td></td> <td>1985.04.13</td> <td>EA</td> <td>59</td> <td>350</td> <td>indep.</td> <td>登記→個』</td> <td>化</td> <td></td> <td></td>	27		1985.04.13	EA	59	350	indep.	登記→個』	化		
30 私有地	28	エヒード	1985.07.08	EA		5	ANACH	EA	8	@12	ANACH
31 私有地 1986.05.10 as 13 10 UNC EA 10 @14 32 私有地 1986.05.14 EA 12 84 UNC EA 11 *47 UNC 33 私有地 1986.09.25 as 10 *16 FECORA EA 7 *16 FECORA 34 エヒード 1987.08.17 EA 12 14 UNC EA 9 *14 UNC 35 私有地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 36 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 … as … … indep. EA 19 120 ANACH 39 私有地 … as … … ANACH EA 13 @17 ANACH	29	私有地	1985.08.08	as	18	18	ANACH	EA	12	36	ANACH
32 私有地	30	私有地	1985.08.18	as	6	26	UNC	EA	6	@17	UNC
33 私有地 1986.09.25 as 10 *16 FECORA EA 7 *16 FECORA 34 工上一ド 1987.08.17 EA 12 14 UNC EA 9 *14 UNC 35 私有地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 36 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 … as … … indep. EA 19 120 ANACH 39 私有地 … as … … ANACH EA 13 @17 ANACH	31	私有地	1986.05.10	as	13	10	UNC	EA	10	@14	
34 エヒード 1987.08.17 EA 12 14 UNC EA 9 *14 UNC 35 私 有 地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 36 私 有 地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私 有 地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私 有 地 … as … … indep. EA 19 120 ANACH 39 私 有 地 … as … … ANACH EA 13 @17 ANACH	32	私有地	1986.05.14	EA	12	84	UNC	EA	11	*47	UNC
34 エヒード 1987.08.17 EA 12 14 UNC EA 9 *14 UNC 35 私 有 地 1988.08.08 EA 6 24 FECORA EA 7 *8 ALCON 36 私 有 地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私 有 地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私 有 地 … as … … indep. EA 19 120 ANACH 39 私 有 地 … as … … ANACH EA 13 @17 ANACH			1986.09.25	as		*16			7		FECORA
36 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地 as 19 UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 as indep. EA 19 120 ANACH 39 私有地 as ANACH EA 13 @17 ANACH	34	エヒード	1987.08.17	EA	12	14	UNC	EA	9	*14	UNC
36 私有地 1991.03.11 EA 14 84 ANACH EA 17 59 ANACH 37 私有地 as 19 UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 as indep. EA 19 120 ANACH 39 私有地 as ANACH EA 13 @17 ANACH	35		1988.08.08	EA	6	24	FECORA	EA	7	*8	
37 私有地 … as 19 … UNC EA 8 @14 UNC 38 私有地 … as … … indep. EA 19 120 ANACH 39 私有地 … as … … ANACH EA 13 @17 ANACH										59	
38 私有地 … as … … indep. EA 19 120 ANACH 39 私有地 … as … … ANACH EA 13 @17 ANACH				as					8	@14	
39 私有地 ··· as ··· ANACH EA 13 @17 ANACH							indep.				
					•••		_				
		私有地		as				EA	31	*102	UNC

⁽注) (1)表中の「法人格」欄の略号はそれぞれ以下を表す。as:asentamiento=法人格無し,EA:Empresa Asociativa Campesina=農民共同経営体。(2)占有面積 (ha) の*は「登記済み」を、@は「登記手続き中」を表す。(3)農民集団が 加盟する農民全国組織の正式名称は以下のとおり。ACAN: Asociación Campesina Nacional (全国農民連合), ALCON: Alianza Campesina de Organizaciones Nacionales (全国農民組織同盟), ANACH: Asociación Nacional de Campesinos de Honduras (ホンジュラス全国農民連合), FECORA: Federación de Cooperativas de la Reforma Agraria (農地改革 協同組合連盟),UNC: Unión Nacional de Campesinos (全国農民組合)。

⁽出所) 農地庁内部資料, 筆者調査により作成。

	女 2 「ハン・・ノン / / / / / / / / / / / / / / / / / / /										
	1995年8月					2000年 3 月					
	性別	年齢	加入	占有面積(ha)	その他	1995年~2000年までの異動	占有面積(ha)				
1	男	65	0	2.5		死亡→男子が権利相続,1.8ha売却	0.7				
2	男	50	0	3.5		1より0.4ha購入	3.9				
3	男	41	0	1.6		1より1.4ha購入	3.0				
4	男	44		1.5			1.5				
5	男	43		1.1			1.1				
6	男	23		1.2			1.2				

表2 イバンベタンクール(IB)の構成員

ンクール、以下「IB」と略称する)の3集団である (12)。 JBとESは、平野部を走るこの幹線道路沿いにあり、JBはヌエバアルカディアの中心地であるラエントラーダから約5キロ、ESは13キロほどサンペドロスーラ寄りに位置する。IBは幹線道路から未舗装道に入り、山道を登っていった標高約千メートルの山間部にある。1995年の調査時点では、JBとESは農民共同経営体(Empresa Asociativa Campesina)として法人格を有しており、ESはすでに土地登記も終えていたが、IBは法人格を得ていなかった。農民集団の運営に関してはいずれの集団も定期的に会議を開いていたが、農業経営そのものは構成員個人に委ねられていた。

かつての土地闘争期には、占拠した土地を守り そこで耕作実績を上げるために共同耕作が行なわれ、農地庁が農民集団を農業協同組合化する方針 を採っていた。そして耕作権が授与された当初も 共同耕作が継続されていた。しかし、前稿で述べ たように、農民集団の共同性はすでに限定的なも のにすぎなくなっていた。これら3集団は2000年 の時点でどのように変化していただろうか。

2. イバンベタンクール (Iván Betancourt) まずIBから述べよう。山地の集団であるIBは、

6名の構成員によって構成される小集団である (表 2)。その構成員は、原構成員であった最年長のIB-1が死亡し、その権利を息子が相続して新たに構成員となった。それ以外には構成員に変更はない。しかし5年前に最小1.1へクタールから最大 3.5へクタールであった構成員が占有する土地面積の差は、最小0.7へクタールから最大3.9へクタールまで拡大した。これは、IB-1の権利を継いだ息子がその土地の一部を売却したことによるものである。IBの農地は、山地に立地するため傾斜地となっている。このため各構成員は現金収入を目的にコーヒーを、主に自家消費のためにトウモロコシとインゲン豆を栽培している。

ホンジュラスではトウモロコシは通常 2 期作で 栽培され、その平均的な土地生産性は、ホンジュ ラス全体では先作でヘクタール当たり1.42トン、 後作でヘクタール当たり1.31トンであるので (13)、 同一の耕地で 2 期作を行なった場合はヘクタール 当たり2.73トンとなる。ホンジュラスでは、5人家 族の標準的な 1 日当たりのトウモロコシ消費量は 約2.2キログラムであり (14)、年間では0.40トンとな る。農民の場合にはトウモロコシへのカロリー依 存度は都市住民より高いと推測されるが、たとえ 5 家族が 1 年間に 1 トンのトウモロコシを消費し

⁽注) 「加入」欄の記号は以下のとおり。◎:土地闘争期までに加入した原構成員。□:構成員の権利を購入して加入した構成員。

⁽出所) 筆者調査により作成。

			199	95年8月		2000年3月			
	性別	年齢	加入	占有面積(ha)	その他	1995年~2000年までの異動	占有面積(ha)		
1	男	70	0	0.7	0.4ha		0.7		
2	男	68	0	0.7			0.7		
3	女	60	0	0.7		引退•権利売却→新構成員0.7ha	0.0		
4	男	55	0	0.7			0.7		
5	男	55	0	0.7			0.7		
6	男	50	0	0.7			0.7		
7	男	50	0	0.7			0.7		
8	男	45	0	1.4			1.4		
9	女	30	0	0.7			0.7		
10	男	70	0	1.4			2.8		
11	男	30	\circ	1.4	0.5ha		1.4		
12	男	72		0.7			0.7		
13	男	50		0.7	0.4ha		0.7		
14	男	50		1.4			1.4		
15	男	45		0.7	0.4ha		0.7		
16	男	45		0.7			0.7		
17	男	43		0.7		脱退•権利売却→新構成員0.7ha	0.0		
18	男	42		0.7	1.4ha		0.7		
19	男	40		1.4		脱退•権利売却→山間部のコーヒー栽培	0.0		
						農民が新構成員として加入1.4ha			
20	男	35		1.4			1.4		
21	男	32		0.7	キオスク		0.7		
22	男	30		0.7		脱退•地元コーヒー仲買人に土地売却0.7ha	0.0		
23	男	25		0.7			0.7		
24	男	22		0.7		弟(ES-26)の死亡により土地相続	1.4		
25	男	23		0.7			0.7		
26	男	20		0.7		死亡→兄(ES-24)が土地相続	0.0		

表3 エルセンブラドール (ES) の構成員

(注) 「加入」欄の記号は以下のとおり。◎:土地闘争期までに加入した原構成員。○:構成員の権利を相続して加入した構成員。□:構成員の権利を購入して加入した構成員。

(出所) 筆者調査により作成。

たとしても、0.3~0.4~クタールの農地が確保できれば、自家消費分をまかなえることになる。

IBの構成員は、基礎穀物栽培で生存を保証しながらコーヒー栽培を現金収入の基礎に置くという生存戦略を以前と同様に続けているようにも見える。だが、この5年間に集団内には変化が生じていた。1995年の調査時には、構成員の中で最も広い面積を占有し、農民運動の全国組織である全国農民組合(Unión Nacional de Campesinos: UNC)の

地区幹部でもあったIB-2が、IBの代表として強い指導力を発揮していた。しかしIBが法人格を取得する一方で、2000年の調査時には彼の指導力は失われていたのである。

3. エルセンブラドール (El Sembrador)

ESは、1999年に解体し個人化していた⁽¹⁵⁾。ES が比較的早期に解体すると予測させる兆候は、1995年の調査時に観察されていた。ESは土地登記

表 4 ファンベニートモントーヤ (JB) の構成員

			1995	年8月		2000年 3 月			
	性別	年齢	加入	占有面積	その他	1995年~2000年までの異動	占有面積		
1	男	69	0	2.8			2.8		
2	男	67	0	2.8		死亡→妻が権利相続	2.8		
3	男	66	0	2.8		キヨスク開店	2.8		
4	男	66	0	2.8		ガソリンスタンド警備員	2.8		
5	男	65	0	2.8		引退・権利売却→新構成員加入	2.8		
6	男	46	0	2.8			2.8		
7	男	46	0	2.8		JB-24に1.4ha売却,市場で野菜販売	1.4		
8	男	45	0	2.8			2.8		
9	男	44	0	2.8			2.8		
10	男	39	0	2.8			2.8		
11	男	35	0	2.8			2.8		
12	男	32	0	2.8		死亡→妻が権利相続	2.8		
13	男	32	0	2.8		脱退•権利売却→新構成員加入,のち 23より1.4購入し再加入	1.4		
14	男	44	Δ	2.8	雑貨, コーヒー	山間部に4.6ha購入→コーヒー栽培	2.8		
15	男	24		2.8		23より1.4ha購入,雑貨店開店	4.2		
16	男	24	O	2.8		山間部に2.8ha購入→コーヒー •穀物 栽培,左官業	2.8		
17	男	67		2.8		24に1.4ha売却	1.4		
18	男	63		2.8		24に1.4ha売却	1.4		
19	男	51		2.8			2.8		
20	男	46		2.8		脱退•権利売却→新構成員加入	0.0		
21	男	42		2.8		山間部に3.5ha購入→コーヒー栽培	2.8		
22	男	39		2.8			2.8		
23	男	30		2.8		脱退•売却(1.4ha×2)→13再加入	1.4		
_24	男	24		2.8		7•17•18より4.2ha購入→穀物・牧畜	7.0		

⁽注) 「加入」欄の記号は以下のとおり。◎:土地闘争期までに加入した原構成員。○:構成員の権利を相続して加入した構成員。□:構成員の権利を購入して加入した構成員。△:欠員の発生により無償で加入した構成員。

(出所) 筆者調査により作成。

で他の農民集団に先行した。それは授与地の総面 積が比較的小さく、その分土地代金の負担も軽かったためである。構成員1人当たりの土地面積は、最小0.7へクタール、最大1.4へクタールにしかすぎず、個別の経営規模としては零細農に近い。このため、多くの構成員が基礎穀物の生産を中心に生存維持的な農業を営む中で、一部の構成員は、畜産加工業者への飼料用トウモロコシの納入や基礎穀物より付加価値の高いオレンジ栽培への転換 などによって、限られた耕地からより大きな収益を上げようとしていた。これらの構成員には、耕地への資本投下のために融資を受けたいという意見を持つ者があり、土地の個人登記を希望していた。融資を受けるためには土地を担保としなければならないからである。このように構成員間に生産への指向の違いがある以上、すでに土地登記を終えたESを維持し続ける積極的な理由はなく、そのことがこの集団を解体に至らしめたといえる。

解体までに権利を売却したのは4名である。売却した相手は、いずれもES外部の人間で、購入者は解体までESの新構成員となった。

4. フアンベニートモントーヤ (Juan Benito Montoya)

同じく平野部に位置するJBも、農民集団は存続 していたがその中身は、5年前と比べて大きく変 化していた。1995年のJBは、調査3集団の中で農 地庁の職員からも「模範的」と評された集団だっ た。それは、JBでは授与地の一部を居住地にあて て24名の構成員の内21名が家を建て集村的景観 を有していたこと、居住地区には小学校も誘致さ れて構成員の子供たちが通っていたこと、授与地 の一部を共同耕作地として保留し、そこからの農 産物の売却代金を、土地登記の資金および融資を 必要とする構成員への貸付資金として蓄えていた こと、構成員への耕地の分配にあたっては、土地 条件を考慮して、より良い土地から1.4ヘクター ル、やや劣る土地から 1.4ヘクタールの合計 2.8へ クタールずつを一人一人の構成員に均等に分配し たことなど、集団内に平等性を維持する仕組みが 整っていたことによる。それが大きく変化してい たのである。

表4に1995年から2000年にかけてのJB構成 員の異動を示した。5年の間に6名に異動が生じ ていた。内訳は、死亡によって脱退した者が2名、 権利を売却した者が4名である。JBは、2000年時 点で、登記のための土地代金を農地庁に完納して いなかった。したがって構成員の異動の際には、 他の構成員の同意を前提に耕作権を引き継ぐこと になる。死亡した2名の耕作権は、いずれもその 妻が相続した。権利を売却した4名のうち、JB-5 は、年齢的な理由で引退するにあたって子供が誰 も農業を継ごうとしなかったために権利を売却し た。 JB-13は、いったんはすべての権利を売却して脱退したが、その後 JB-23の脱退に際して半分の面積に相当する 1.4ヘクタール分を購入して再加入している。 JB-20は脱退後、ヌエバアルカディア町内のチャルメカ(Chalmeca) の山地部に土地を購入し移転した。 JB-23は、権利を売却して農業をやめ、賃労働者としてラエントラーダに居住している。

JB-7, JB-17, JB-18は, それぞれの割当地面 積の半分にあたる1.4ヘクタール分の耕作権を JB-24に売却している。いずれも現金を得るため に売却したが、 耕地の半分を残すことで生存を保 証する基礎穀物の生産を確保している。JB-7は, 1998年10月末にホンジュラスを襲ったハリケー ン「ミッチ」(Mitch) によって住居が被害を受け、 それを補修する資金を得るために耕作権の半分を 手放さざるを得なかった。彼は農業収入の不足を 補おうと、町のメルカード (mercado, 市場) にわ ずか1平方メートル程度の小さな場所の権利を購 入して野菜の小売りを始めたところだった。メル カードやその周辺の路上には多くの競合者があり. 売り上げは彼の期待どおりとはなっていない。ト マト・キャベツ・馬鈴薯などの彼が売っている野 菜は、彼自身が作ったものではなくグアテマラか ら運ばれてきた野菜である。

JB-7は15年前にトマト栽培を試みたが、現在は野菜類を作っていない。それは、トマト栽培の開始当初は収穫が良好で現金収入をもたらしたが、間もなくモスカブランカ (Mosca Blanca) と呼ばれる害虫が発生するようになり、毎日農薬を散布しても駆除できなくなったという経験をしたからである。彼に限らず、トマト栽培は1980年代中頃のヌエバアルカディアで広く行なわれていた。しかし、その挫折以来、農民の多くは現金収入に結びつく可能性があっても損失の危険性の大きい野

菜栽培を敬遠するようになっている。JB-7は,JB 結成時からの構成員である。ほそぼそと野菜を小売りし、いくらかの現金収入を得ることができた としても、それは彼を満たすことはないだろう。

構成員の異動の過程で、JB構成員の土地占有面積には最大7.0へクタールから最小1.4へクタールまで経営面積を拡大したJB-24は、基礎穀物の栽培と家畜飼育、とくに家禽類の飼育を組み合わせた混合農業的経営を進めている。経営は比較的順調で、5年前にはアドベ(adobe、日干煉瓦)で作られていたJB-24の住居は、コンクリートブロック造りで白壁のコロニアル風に改築され、その敷地はブロックと鉄柵の塀で囲まれていた。改築したのは JB-24だけではない。ハリケーンの被害で修築を余儀なくされたJB-7を除いて、JBの敷地内に存在する21軒中6軒が改築をしていた。

改築は、彼らが現金収入の機会を5年前より多 く得るようになったという事実の反映でもある。 以前より農民たちは、季節的な労働需要が生じる 近隣の大農牧場の手伝いなどで、一年に何度かは 現金収入の機会を得ていた。それ以上に、ラエン トラーダの商業的な発展は、この地区により近い JBの農民に、より多くの就労機会を提供するよう になったのである。隣国への交通の要衝に位置す るラエントラーダでは、中米地域の経済統合の再 活性化によって人と物の移動が活発となったこと から. この5年間にメルカードは2カ所に増設さ れ、商店数、ホテルの客室数とも倍増し、建築ラ ッシュの様相を呈していた。ガソリンスタンドも, 既存の3軒に加えて遺跡観光の客を狙ったカフェ テリア付きのスタンドと子供用の遊具とプールを 備えたスタンドの2軒が開業した。前者はJBの斜 め向かいにあり、JB-4はそこで警備員として働 くようになっていた。

JB-16は、こうした経済状況の変化を有利に生かした1人である。父親の権利を相続してJBに加入する以前はラエントラーダで仕立て屋の見習いをしていた彼は、手先の器用さを生かして左官の技術を習得した。他の労働者と同様に左官も日払いで労賃を受け取るが、通常その日当は農業労働者や建設労働者の日当約3USドルの2倍以上である。JB-16の家は、5年前には剥き出しのアドベだった壁には白いモルタルが塗られ、ブロックで増築された上に、土の床はタイル張りに変わり、テレビとベッドが備えられていた。そしてJBでの割当地の他に山間部に3.5ヘクタールを購入し、手始めにその0.7ヘクタールにコーヒーを植え終わったばかりだった。副業として始めた左官の仕事は、彼の生活を大きく変えたのである。

1995年にJBを「模範的」と形容した農地庁の職 員は、2000年には「あそこはお金を持っているか ら」と語った。その言葉どおり、ラエントラーダ への近接性を生かして就労機会を得ることができ た構成員は、以前より多くの現金収入を得ていた。 彼らは、基礎穀物の栽培によって生存を保証しな がら、農業・建設労働やコーヒー栽培で現金収入 を得るという生存戦略の基本を変えてはいない。 しかし彼らの家計の実状は、賃労働による現金収 入に依存するものとなっている。1995年のJBには 小さな共同耕作地が残されて、構成員への融資の ために共同基金が設けられていたが、個人の可処 分時間を制約する共同耕作は行なわれなくなり. 土地登記への出資を除いて共同基金もすでに維持 されていなかった。そして構成員の中には、天災 や家族の病気などさまざまな理由と指向の違いか ら、こうした経済的潮流に乗らなかった者もあり、 土地占有面積に格差が生じている。

もう一点,2000年の調査時に筆者の注意を引いたことがある。それは、1995年の時点では栽培さ

れていなかった高収量品種のトウモロコシが栽培されていたことである。高収量品種は、1990年頃に当時の天然資源省によってこの地域に持ち込まれたが、その当時には結実したトウモロコシから種子を採取できないことが嫌われ、定着しなかった。ところが農民集団の農民に、米国より輸入された種子を購入してその栽培を始める者が出始めていたのである。

農民集団の農民が生産費の増加を招く高収量品種の導入を図ったことを、これまで無償で耕作権が授与されていた土地を有償で登記しなければならなくなったことにより技術革新が誘発されたものだと解釈することもできよう。だがそれだけが理由ではない。農民たちの口からたびたび漏れたのは「土地が疲れている」という言葉だった。

この地域のトウモロコシとインゲン豆の栽培は 二期作で行なわれてきた。伝統的に、先作は4月 の乾季の終わりに耕起し、5月の雨季の始まりと ともにトウモロコシとインゲン豆を播種,7月末 より収穫し、後作は10月に耕起、11月に播種、1 月以降に収穫という順序を繰り返す。栽培品種は. 先住民の時代から伝わる在来種で. 施肥は化学肥 料を各1回程度、農薬はほとんど使用されず、天 水に頼った農業が行なわれてきた。特にラベンタ 谷は、農耕に不適な火山灰性土壌が全体の3分の 2をしめる西部地域にあって、土壌が肥沃である とされてきた地域である(16)。しかし、その「土地 が疲れている」という。それは、土壌に充分な有 機物・無機物を補うことなく. 休耕期間を短縮し て土地を利用し続けたことによる当然の帰結であ る。

高収量品種は、化学肥料と水とに高い反応性を 持つ。1999年に初めて高収量品種のトウモロコシ を栽培した農民は、「今年の収量に満足している」 と語った。しかし、必要な有機物・無機物を化学 肥料の投入で代替しようとする「科学的」農業は、 決して「疲れた」土地を癒すことはない。高収量 品種は、短期的には収量を改善し、土地生産性を 向上させるだろう。しかし、長期的にはかつてこ の地域で盛んに栽培されたトマトと同じ運命を辿 るかもしれないと、筆者は暗澹とした気持ちになった。

まとめ

農業近代化法は、農地改革を法的に終焉させ土地の私有化を進めたことで、土地取引を含む農業の市場経済化に強い方向性を与えた。農地改革によって土地を授与された農民集団への土地登記も進行している。すでに登記を終えた農民集団では、当初集団に登記された土地も個人の私有地へと変わりつつある。農民集団の農民による土地取引は、土地登記以前から授与地の耕作権を含む農地改革の受益者としての権利の売買として行なわれてきた。しかし、農業近代化法による農業の市場経済化を背景とした土地の私有化は、土地所有権の売買を通じて農民集団を解体しつつある。

ヌエバアルカディアの農民集団の事例では、ソープが想定した、(1)隣地の購入によって耕地拡大を図る小自営農民、(2)自営農となるために土地購入をਕ望する無産農民または借地農民、(3)世代交代に際して家族農業単位の中で土地購入を図る農家の一員、(4)共同耕作、個人ならびに家族単位耕作のために農場または大土地の購入を図る協同組合あるいは集団、(5)投機や生産を目的に所有地の拡大を図る大中規模生産者とアグロインダストリーおよび多国籍企業、(6)農村に基盤を持たないが、投機目的で農地の購入を図る不在投資家という6種類の「買い手」中、(1)~(3)の事例は多く見られるが、(4)~(6)の事例はほとんど見られない。それ

は、農民集団の土地登記が完了していない場合には、土地の取引は耕作権の売買であり、その売買は集団の構成員の承認を前提とするために、構成員として受け入れられることのない(4)~(6)のような買い手に土地を売却することは考えられないからである。この意味で、たとえ土地登記が完了しても、登記上農民集団の共同所有地である限り、農地改革の授与地が直ちに大土地所有に吸収されることはないだろう。大規模農牧場主による土地購入も行なわれているが、それは規模拡大の効果が端的に現れる中規模以上の土地所有者間での取引が主である。

農業近代化法が、農民集団の農民による土地取 引を以前よりどの程度活発化させたかについては. 今後、統計的資料の蓄積を図る必要がある。しか し、ヌエバアルカディアの事例は、この法律が農 民集団の解体に一定の役割を果たしたことを示唆 している。全国規模での土地取引市場は未成熟で あっても、農民間の小規模な土地取引市場でさえ、 市場競争に敗れた構成員を確実に土地から切り離 し始めている。この傾向は、土地登記の完了とと もにますます強まっていくだろう。農業近代化法 は、農民を土地から排除することを目的として謳 ってはいないが、土地の私有化を通じて、農地改 革期に土地再分配に大きな役割を果たした農民集 団の解体を促す方向に作用している。この法律は 法的にのみならず、実体としての農地改革をも終 焉させたのである。

農地を離れた農民は、賃労働者として生きていく道を選択し、一部は就業機会を求めて都市に移動することになる。それは、人口の都市集中と都市問題発生の一因となろう。しかし、都市で就業機会を得ない農民は何処に行くのか?

ホンジュラス南部の事例を分析したストニッチ (Susan C. Stonich) は、1980年代の経済危機により 困窮した小農民が、休耕期間を短縮して自然収奪性の高い農業を行なった結果、環境破壊が進行したと指摘している(17)。市場競争の敗者となった農民が土地から遠ざけられれば、基礎穀物生産が最低限の生存を保証する手段である以上、未開地や山間部で自然収奪的な農業を続けることになるだろう。環境破壊とそれを生み出す農民の周縁化とを防ぐには、これまで経済開発の前提として生産力を中心に捉えられてきた農業を、農民の人間開発と生態系の持続的な利用とを可能にする枠組みの中に位置づけることが必要となる。

ホンジュラスにも環境保全型農業を試みるいくつかの農民のグループが生まれ始めている。インティブカ(Intibucá)県ラエスペランサ(La Esperanza)のインティブカ地域農牧業生産者協同組合(Cooperativa Regional Agropecuaria de Productores Intibucanos: CRAPIL)もそうしたグループの一つである。CRAPILは、全国農民組合(Asociación Campesina Nacional: ACAN)の支援を受けている。ACANは、農地改革期に農民運動の一翼を担った組織だったが、農業近代化法の施行による農地改革の終焉を受けて、その活動の幅を従来の土地闘争の支援から援農へと広げてきた。

CRAPILは、ラエスペランサの山間部で環境保全型農業を行ないながら、「農民から農民へ」(De Campesino a Campesino)と呼ばれる方法 (18) でその技術をすでに実践している農民から他の農民に直接伝えようとしている。CRAPILの農法は、傾斜地の土壌を保全する段畑づくり、厩堆肥の利用、農薬を使用しない害虫駆除など、農民に身近で費用が小さい資材を活用しながら生産技術の改善を図る有機農業である。「農民から農民へ」有機農法を普及する活動は、農民の自己決定権を前提として彼らの生産技術の向上を図り、環境保全型農業への転換を促すものである。こうした活動によっ

て農民の文化資本の蓄積と社会参加とが進めば、それはこの国の社会開発に結びつくはずである。

注

- (1) ホンジュラスのエヒードは、市が住民の用益に 供するために保持する一種の公有地で、メキシコ のエヒードとは異なる。
- (2) Andy Thorpe, "El mercado de tierras en Honduras," en Ramón Salgado comp., El mercado de tierras en Honduras, Centro de Documentación de Honduras, 1994, pp.12-13.
- (3) 木下雅夫「ホンデュラスの農地改革と農業近代 化法」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.13, No.4 1996年) 51~63ページ。
- (4) Banco Central de Honduras, *Honduras en Cifras 1998-2000*, n.d., pp.5-35.
- (5) Jorge Plata, El proceso de urbanización en Hon duras (1950-1988), Documento de trabajo No. 21, Universidad Nacional Autónoma de Honduras (UNAH), 1991, p.5.
- (6) Ministerio de Gobernación, Primer censo agropecuario 1952, Tegucigalpa, 1954, p.46; Secretaría de Planificación, Coordinación y Prespuesto (SECPLAN), IV Censo nacional agropecuario 1993, tomo II, Tegucigalpa, 1994, pp.12-16.
- (7) 例えば、トウモロコシの1995~97年の年平均輸入量は7万6900トンで、48~52年の年平均輸入量100トンの769倍となっている (FAO, Yearbook of Food and Agricultural Statistics: Trade, Vol.11-part 2, 1957, p.91; idem, Yearbook: trade, Vol.51, 1997, p.105)。
- (8) Secretaría de Agricultura y Ganadería, Nueva agenda agrícola 1998-2002, Tegucigalpa, 1998, pp.3-4.
- (9) Hugo Noé Pino, "Los precios de los cultivos como factor determinante en el precio de la tierra," Salgado comp., El mercado de tierras en Honduras, 1994, pp.32-35.
- (10) Ramón Salgado, "Los títulos de propiedad y el

- mercado de tierras," Salgado comp., *El mercado...*, pp.44-47.
- (1) 40の農民集団には、ヌエバアルカディアに授与 地を持つが、農地庁の登録では隣接市に分類され ている2集団を含めた。
- (2) フアンベニートモントーヤ(Juan Benito Montoya) とイバンベタンクール(Iván Betancourt) という 名称は、1975年にオランチョ (Olancho) 県で虐殺 された農民運動関係者の名前から名づけられたものである。
- (3) SECPLAN, *IV Censo nacional agropecuario* 1993, tomo *II*, Tegucigalpa, 1994, pp.53-73.
- (14) ibid., p.7.
- (5) ES-2は,若い構成員と農地庁の職員がすでに解散していると言ったことに対して「エルセンブラドールは存続している」と筆者に語った。これは、エルセンブラドールが組織された時からの原構成員で、土地闘争を経験しているES-2の心情をあらわした言葉であろう。
- (6) Secretaría de Recursos Naturales, Zonificación agroclimática de Honduras, tomo IV: región occidental, Tegucigalpa, 1989, pp.6-15. またラベンタ谷には数多くのマヤ文明の遺跡が残されており、先コロンブス期より農耕適地であったことをうかがわせる。
- (17) Susan C. Stonich, "I am Destroying the Land!": the Political Ecology of Poverty and Environmental Destruction in Honduras, Boulder, Westview Press, 1993.
- (18) CRAPILのエスコバル (César Escobar) 氏によれば、「農民から農民へ」は、サンディニスタ政権後のニカラグアでNGOの支援を受けて始まった運動だという。従来の発展途上国における農業改善は、政府系機関が主導して行なわれてきたが、必ずしも農民の指向とは合致していなかった。「農民から農民へ」は、すでに農法の改善を実践している農民の農地を他の農民が訪れ、直接そこから学ぶことを基本とする。農民主体の農業改善運動である。

(きのした・まさお/立教大学他非常勤講師)